

## ☆笠岡市保育料多子減額制度☆

### ◆第2子の保育料

上の子と同時入所している場合、徴収金基準額の75%減額となります。

同時入所をしていない場合、市民税所得割額が57,700円未満の方は、徴収金基準額の75%減額、市民税所得割額が57,700円以上の方は、徴収金基準額の半額となります。

ただし、市民税非課税世帯の方は、同時入所しているかいないかに関わらず、無料となります。

### ※ひとり親等世帯の方

上の子と同時入所している場合、徴収金基準額の75%減額となります。

同時入所をしていない場合、徴収金基準額の半額となります。

ただし、市民税所得割額が77,100円以下の方は、無料となります。

### ◆第3子以降の保育料は、無料になります。

世帯状況 所得割額	第2子				第3子以降
	一般世帯		ひとり親等世帯		
	同時入所	同時入所以外	同時入所	同時入所以外	
市民税非課税世帯	無料		無料		無料
57,700円未満	75%減額	75%減額			
57,700円以上 77,100円以下		50%減額			
77,100円を超える		75%減額			

### ☆未婚のひとり親世帯への保育所保育料みなし寡婦（夫）控除適用☆

離別や死別のひとり親に適用される税法上の寡婦（夫）控除が、未婚のひとり親にも適用されているとみなして保育料を算定します。対象となる方は9ページ掲載の必要書類を提出してください。

※ みなし寡婦（夫）控除を適用しても階層が変わらない場合は、保育料は変更になりません。